

(案)

令和8年度協会繋養馬匹飼料及び敷料売買契約書

公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会（以下甲という。）と〇〇（以下乙という。）とは、協会繋養馬匹の飼料及び敷料（以下「飼料及び敷料」という。）の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲が乙から購入する「飼料及び敷料」の単価は下記のとおりとする。

品名	単位	金額
アメリカ産ハイキューブ	1kg	円
アメリカ産乾燥チモシー	1kg	円
パワーアップホースⅡ	1袋（20kg）	円
ウッドチップ	1袋（15kg）	円

（消費税抜き金額）

第2条 甲が乙から購入する「飼料及び敷料」の納入場所・納入期日・納入数量は、その度甲が別途指示するものとする。

第3条 乙は「飼料及び敷料」の納入代金を一ヶ月分まとめて甲に請求するものとし、甲は乙からの適正な請求書受領後、すみやかに支払うものとする。

第4条 乙の納入する「飼料及び敷料」は、納入の都度甲の係員の検査を受けるものとし、その検査に合格したものでなければならない。

第5条 乙は本契約に基づく権利・義務を甲の承諾なしに他の第三者へ委譲してはならない。

第6条 本契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第7条 「飼料及び敷料」の納入後、甲が甲の責によらざる「飼料及び敷料」の不良・変質及び数量不足等の隠れた瑕疵を発見したとき、甲は乙に対して代替品の納入又は損害賠償を請求することができるものとする。

## (案)

第8条 本契約期間といえども社会経済情勢の著しい変動があった場合は、甲・乙協議のうえ第一条の納入単価を改訂することができるものとする。

第9条 甲及び乙は、本契約に係わって業務上知り得た事項については、一切他に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。

第10条 甲および乙は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である旨定められている「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないことを表明し、現在及び将来において次の事項を保証する。

①役員等（役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含む。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者（以下「暴力団関係者」という。）がないこと。

②暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下これら三者を「暴力団等」と総称する。）が経営に関与していないこと。

③暴力団等から名目を問わず資金提供、出資など便益を受けていないこと。

④暴力団等に対し名目を問わず資金の供給など便益を供与していないこと。

⑤反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を一切有していないこと。

(2) 甲および乙は、相手方につき前項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、当該報告を求められた者は、当該報告を求めた者の指定する期間内に、報告書を提出しなければならない。

(3) 甲および乙は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、即時この契約を解除し、解除によって生じた損害の賠償を相手方に請求することができる。

①相手方が第1項の保証に反し、又は反すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

②相手方が前項の規定に反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

第11条 本契約に定めない事項及び本契約に疑義が生じた場合は、甲・乙誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

上記の契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して各自1通を保有するものとする。

(案)

令和8年3月 日

甲 (発注者) 住所 兵庫県三木市別所町高木三木ホースランドパーク  
氏名 公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会  
理 事 長 佐野 健吉

乙 (受注者) 住所  
氏名